

使用貸借契約書

貸渡人及び借受人は、農地法の趣旨に則り、この契約書の定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は2通作成して、貸渡人及び借受人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を由利本荘市農業委員会(以下「農業委員会」という。)に提出する。

令和8年11月30日

↑2通とも一度農業委員会に提出。
後日「許可指令書」とともに返却

貸渡人 住所 由利本荘市尾崎17番地

氏名 本荘 太郎

印

借受人 住所 由利本荘市矢島町矢島町21番地2

氏名 矢島 次郎

印

1. 使用貸借の目的物

貸渡人は、この契約書に定めるところにより、借受人に対して裏面(または別添)記載の土地その他の物件を使用させる。

2. 使用貸借の期間

【令和 年 月 日】

←農業委員会で記載

(1)使用貸借の期間は、許可日 から 令和17年12月31日 までとする。

(2)貸借期間満了前に借受人に事故ある時(民法第599条)は、貸借が消滅する。

3. 使用貸借又は譲渡

借受人は、転貸又は譲渡について、本人又はその世帯員が、農地法第3条第2項に掲げる事由により目的物を耕作することができない場合に限り、一時転貸することができる。

その他の事由により転貸し、又は譲渡する場合には、貸渡人の承認を得なければならない。

4. 経費費用

(1)目的物に対する租税は、貸渡人が負担する。

(2)農業災害補償法に基づく共済掛金は、借受人が負担する。

(3)その目的物の通常の維持保存に要する経常費用は、借受人が負担する。

5. 契約の変更

契約事項を変更する場合には、変更契約書を作成し、かつ、農業委員会に通知しなければならない。

6. その他

この契約書に定めのない事項については、双方協議して定める。

契約農地

土地の所在(由利本荘市)	地目		面積 (㎡)	備考	
	登記簿	現況			
矢島町元町字大川原	127 番 1	田	田	2,000	
以下余白	番				
	番				
	番				
	番				
合計	2,000 ㎡	(内訳: 田	2,000 ㎡	畑	㎡)